

○幕別町パートナーシップ制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (2) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性別と異なる者をいう。
- (3) 登録者 パートナーシップ登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）に登録されている者をいう。

（申請者の要件）

第3条 申請者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町民であり、かつ、他の一方が申請日から3月以内に町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が申請日から3月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

（申請の方法）

第4条 申請者は、パートナーシップ登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、双方が同時に来庁して町長に提出するものとする。

- (1) 戸籍全部事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。ただし、日本国籍のない外国籍の者は、配偶者がいないことを確認できる書類とする。）
- (2) 住民票の写し（世帯全部及び続柄について記載され、かつ、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、町内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類

2 申請者は、前項の申請書を提出する際に、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官

公署等が発行した身分証明書等（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

- 3 申請者は、申請書において、戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）を使用することができる。この場合において、申請者は、通称を日常的に使用していることが確認できる書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 申請者は、一方又は双方がやむを得ない事情により自ら申請書に記入できないときは、これを代筆させることができる。

（登録）

第5条 町長は、申請が第3条各号の要件を満たすと認めるときは、登録簿に登録する。ただし、申請者の一方又は双方が町民でない場合、町長は、有効期限（申請日から3月を経過する日）を定めて、登録簿に仮登録し、パートナーシップ仮登録通知書（様式第3号。以下「仮登録通知書」という。）を交付する。

- 2 仮登録通知書の交付を受けた者は、幕別町に住所を移した際は、有効期限内に、仮登録通知書及び住民票の写しを町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の書類の提出を受け、申請者の双方が町民であることを確認できたときは、登録簿に登録する。
- 4 町長は、仮登録の有効期限が過ぎた場合、仮登録を取り消すものとする。
- 5 町長は、第1項及び第3項の規定に関わらず、虚偽又は不正な申請その他登録することが適当でないと認める場合、登録簿に登録しないものとする。

（登録通知書等の交付及び再交付等）

第6条 町長は、登録簿に登録したときは、登録者の双方に、パートナーシップ登録通知書（様式第4号）を交付する。

- 2 登録者は、パートナーシップ登録カード交付申請書（様式第5号）により町長に申請して、パートナーシップ登録カード（様式第6号）の交付を受けることができる。
- 3 登録者は、紛失、毀損その他の事情により仮登録通知書又は前2項の書類（以下「登録通知書等」という。）の再交付を求めるときは、パートナーシップ登録通知書等再交付申請書（様式第7号）により、町長に申請することができる。
- 4 前項の申請があったときは、町長は、再交付することが適当でないと認める場合を除き、登録通知書等を再交付する。
- 5 登録者は、登録通知書等の交付又は再交付を受ける場合（紛失の場合を除く。）であって、交付済みの登録通知書等があるときは、これを町長に返還しなければならない。
- 6 登録者は、紛失した登録通知書等を発見した場合は、速やかに町長に返還しなければならない。

（子に関する届出）

第7条 申請者の一方又は双方と生計を一にする未成年の子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に養育を委託された児童を含む。）がいる場合であって、登録通知書等に子の氏名の記載を希望するときは、申請者は、子に関する届出書（様式第8号）に、申請者と子の関係を確認できる書類、子の生年月日を確認できる書類及び生計を一にしていることを確認できる書類を添付して、町長に提出するものとする。

る。この場合において、登録者が登録通知書等に新たに子の氏名の記載を希望するときも同様とする。

- 2 子が満15歳に達しているときは、子に関する届出書に子の氏名を自署するものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、子の氏名について準用する。
- 4 登録通知書等に子として氏名を記載された者は、満15歳に達した日以後に、子の記載に関する申立書（様式第9号）を提出し、氏名の記載の削除を申し立てることができる。この場合において、申立人は、本人確認書類を提示しなければならない。

（変更等の届出）

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人確認書類を提示し、パートナーシップ変更等届出書（様式第10号。以下「変更等届出書」という。）に交付済みの登録通知書等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 登録者又は登録通知書等に記載した子について、戸籍上の氏名又は通称の変更があったとき。
 - (2) 一方又は双方が幕別町に転入届を提出したとき。
 - (3) 登録通知書等に記載した子が成年になったとき、又は登録者のいずれとも生計を一になくなったとき。
 - (4) いずれか一方が死亡したとき。
 - (5) 一方又は双方が町民でなくなったとき（やむを得ない事情による一時的な転出等と町長が認めるときを除く。）。
 - (6) 一方又は双方が婚姻したとき（2者が国外で婚姻したときを除く。）、又は事実婚の関係を結んだとき（いずれも相手方を含む。）。
 - (7) 一方又は双方が相手方以外の者とパートナーシップを結んだとき。
 - (8) その他双方が登録の抹消を希望するとき。
- 2 前項第1号、第2号及び第4号から第7号までに該当する場合、登録者は、その事実を確認できる書類を変更等届出書に添付して、町長に提出しなければならない。
- 3 第1項第8号に該当する場合、登録者は、双方が同時に来庁して町長に提出しなければならない。

（要件の確認）

第9条 町長は、前条第1項第1号から第7号までの各号について確認するため、登録者に対し、第4条第1項各号に定める書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 登録者は、前項の提出を求める通知の日から1月以内に、前項の書類を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前条第1項第4号から第6号までの各号について確認するため、登録者の同意を得て、公簿や他の行政機関に必要な書類を請求する方法により、登録者の戸籍及び住民基本台帳の記録を定期的に確認するものとする。

（登録の変更、抹消等）

第10条 町長は、第7条第1項（登録者が登録通知書等に新たに子の氏名の記載を希望するときに限る。）、第4項又は第8条第1項第1号から第3号までのいずれかに関する届出があり、当該届出を適当と認めたときは、登録簿の記載内容を変更する。

- 2 町長は、前項に基づき登録簿の記載内容を変更したときは、登録者の双方に、交付済みの登録通知書等と引き換え（紛失の場合を除く。）に登録通知書等を再交付する。ただし、第8条第1項第3号に関する届出で、かつ、子の同意があると認められる場合に限り、町長は、登録者の申出により、登録通知書等の再交付に代え、登録通知書等の裏面に子が成人した事実又は同一生計ではなくなった事実及び登録簿の記載内容を変更した日を記載し、所持者に返却するものとする。
- 3 町長は、第8条第1項第4号から第8号までに係る届出があり、当該届出を適当と認めたときは、登録を抹消する。
- 4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。
 - (1) 第8条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2) 第9条第2項の関係書類が期限までに提出されないとき。
 - (3) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (4) 登録通知書等を不正に利用したことが判明したとき。
 - (5) その他登録を継続することが適当でないと町長が認めるとき。
- 5 前2項の規定により登録を抹消された者は、交付済みの登録通知書等を速やかに町長に返還しなければならない。
- 6 前項の規定に関わらず、第8条第1項第4号に該当し、かつ、町長が登録通知書等の裏面に登録を抹消した事実及び抹消した日を記載した場合に限り、交付済みの登録通知書等の返還を要しないものとする。
- 7 町長は、登録を抹消された者が登録通知書等の返還に応じない場合、登録番号を公表することができる。

（登録簿記載内容証明書の交付）

第11条 登録者は、パートナーシップ登録簿記載内容証明書交付申請書（様式第11号）により町長に申請して、パートナーシップ登録簿記載内容証明書（様式第12号）の交付を受けることができる。

（交付及び再交付に係る経費）

第12条 第6条第2項及び前条の規定による交付又は第6条第3項の規定による再交付を受ける者は、幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）別表中、その他の証明書等手数料に定める費用を負担しなければならない。

（他の自治体との連携）

第13条 町とのパートナーシップ（宣誓）制度に関する協定を締結している自治体（以下「協定締結自治体」という。）から町へ転入した者（パートナーシップの関係にある者の少なくとも一方が町内に居住している又は町内に居住することを予定している者をいう。）は、第4条第1項の規定による申請に代えて、町のパートナーシップの登録の申出をすることができる。

- 2 前項の規定により申出をする場合は、パートナーシップ制度に関する相互利用申出書（様式第13号。以下「申出書」という。）及び協定締結自治体から交付されたパートナーシップ制度に関する受領証等（以下「受領証等」という。）を提出しなければならない。
- 3 第3条（第2号を除く。）、第4条（第1項第1号を除く。）、第5条、第7条及び第8条の

規定は、前項の規定による申出について準用する。この場合において、第3条中「申請者」とあるのは「申出者」と、「申請日」とあるのは「申出日」と、第4条中「申請者」とあるのは「申出者」と、「パートナーシップ登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）」とあるのは「申出書」と、「申請日」とあるのは「申出日」と、「申請書」とあるのは「申出書」と、第5条中「申請が」とあるのは「申出が」と、「申請者の一方又は双方が町民でない場合」とあるのは「申出者の双方が町内に居住していない場合」と、「申請日」とあるのは「申出日」と、「申請者の双方が町民であること」とあるのは「申出者の双方が町内に居住していること」と、第7条第1項中「申請者」とあるのは「申出者」と、第8条第1項第5号中「一方又は双方が町民でなくなったとき」とあるのは「双方が町内に居住しなくなったとき」と読み替えるものとする。

- 4 前項の規定により読み替えて準用する第3条第1号の要件及び同条第3号に規定する双方に配偶者がいないことに係る申出者の要件は、第2項の受領証等を提出したことをもって、同要件を満たしているものとする。
- 5 町長は、第1項の規定による申出を受け、登録簿に登録を行ったときは、転出元の協定締結自治体に通知するものとする。
- 6 町長は、協定締結自治体から登録者に受領証等を交付した旨の通知を受領したときは、第8条第1項及び第10条第3項の規定にかかわらず、当該者の登録を抹消する。
- 7 前項の規定により登録を抹消された者に係る登録通知書等の返還等については、第10条第5項及び第7項の規定を準用する。

（保存期間）

第14条 登録簿及び関係書類は、登録を抹消した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条、第5条関係）

（表面）

パートナーシップ登録簿

登録番号				
仮登録	仮登録年月日	年	月	日
	有効期限年	年	月	日
	取消年月日	年	月	日
登録	登録年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	抹消年月日	年	月	日
	抹消の事由	届出 ・ 職権（第10条第4項第 号）		
登録者（甲）	ふりがな			
	氏 名			
	戸籍上の氏名			
	電話番号			
	住民基本台帳の住所			
	現住所			
登録者（乙）	ふりがな			
	氏 名			
	戸籍上の氏名			
	電話番号			
	住民基本台帳の住所			
	現住所			
備 考				

備考 関係書類は、この登録簿に添付すること。

(裏面)

子に関する届出	届出年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	ふりがな			
	氏 名			
	戸籍上の氏名			
	申立年月日	年	月	日
	削除年月日	年	月	日
	届出年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	ふりがな			
	氏 名			
	戸籍上の氏名			
	申立年月日	年	月	日
	削除年月日	年	月	日
	届出年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	ふりがな			
	氏 名			
	戸籍上の氏名			
	申立年月日	年	月	日
	削除年月日	年	月	日
	届出年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	ふりがな			
氏 名				
戸籍上の氏名				
申立年月日	年	月	日	
削除年月日	年	月	日	

備考 関係書類は、この登録簿に添付すること。

様式第2号（第4条関係）

（表面）

パートナーシップ登録申請書

幕別町長 様

私たちは、幕別町パートナーシップ制度実施要綱第1条に定める趣旨を理解の上、要綱第4条第1項の規定により、パートナーシップの登録を申請します。

また、裏面の記載事項について相違ないことを誓約します。

申請日	年 月 日	
項 目	申請者（甲）	申請者（乙）
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 （上記の氏名と異なる場合のみ記載）		
現住所		
電話番号		

備考 裏面の誓約事項の記載に虚偽がある場合、登録を抹消されることがあります。

(裏面)

次の事項をよく読み、「レ」を記入してください。

項 目	申請者（甲）	申請者（乙）
誓約事項	☐ 相手方を含め事実婚の関係にある者はいません。 ☐ 相手方以外の者とパートナーシップ関係にありません。 ☐ 申請者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。）ではありません。	☐ 相手方を含め事実婚の関係にある者はいません。 ☐ 相手方以外の者とパートナーシップ関係にありません。 ☐ 申請者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。）ではありません。
同意事項	☐ 登録の事実及び内容について、幕別町の関係部署に情報提供することに同意します。 ☐ 要件の確認のため、幕別町が申請者の戸籍及び住民基本台帳の記録に関する情報を取得することに同意します。	☐ 登録の事実及び内容について、幕別町の関係部署に情報提供することに同意します。 ☐ 要件の確認のため、幕別町が申請者の戸籍及び住民基本台帳の記録に関する情報を取得することに同意します。
確認事項	☐ （ 年 月）ごろ、幕別町民になる予定です。	☐ （ 年 月）ごろ、幕別町民になる予定です。

【以下は記入しないでください。】

	申請者（甲）	申請者（乙）
添付書類	☐ 戸籍全部事項証明書等 （その他： ） ☐ 住民票の写し ☐ 町内への転入の事実を確認することができる書類 （ ） ☐ 通称の確認書類	☐ 戸籍全部事項証明書等 （その他： ） ☐ 住民票の写し ☐ 町内への転入の事実を確認することができる書類 （ ） ☐ 通称の確認書類
本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

様式第3号（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ仮登録通知書

登録番号 第 号
有効期限 年 月 日

氏 名
（甲）

（乙）

生年月日
（甲）

年 月 日

（乙）

年 月 日

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第4条第1項の規定により提出のあったパートナーシップ登録申請書に基づき、パートナーシップ登録簿に仮登録しましたので通知します。

年 月 日

幕別町長

(裏面)

■この仮登録通知書を提示された皆様へ

幕別町は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度を実施しています。

この制度は、法的な効果を生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した関係であることを町に申請し、登録を受けた方に、登録通知書等を交付するものです。

この制度を利用するお二人が、様々なサービスの利用に当たり、両者の関係を説明し、理解を得るため、この仮登録通知書を提示することがあります。今後、幕別町民となった場合に、本登録を行うことを予定しています。

仮登録通知書の提示を受けた皆様には、制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等にご協力をいただくようお願いします。

また、仮登録通知書を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようにご注意ください。

■特記事項

(表面の氏名が通称の場合)

戸籍上の氏名 (甲)

(乙)

様式第4号（第6条関係）

（表面）

パートナーシップ登録通知書

登録番号 第 号

氏 名

（甲）

（乙）

生年月日

（甲）

年

月

日

（乙）

年

月

日

子の氏名

生年月日

年

月

日

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第4条第1項の規定により提出のあったパートナーシップ登録申請書に基づき、パートナーシップ登録簿に登録しましたので通知します。

年 月 日

幕別町長

(裏面)

■この登録通知書を提示された皆様へ

幕別町は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度を実施しています。

この制度は、法的な効果を生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した関係であることを町に申請し、登録を受けた方に、登録通知書等を交付するものです。

この制度を利用するお二人が、両者の関係を説明し、理解を得るため、この登録通知書を提示することがあります。

登録通知書の提示を受けた皆様には、制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等にご協力をいただくようお願いします。

また、登録通知書を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

■特記事項

(表面の氏名が通称の場合)

戸籍上の氏名 (甲)

(乙)

様式第5号（第6条関係）

パートナーシップ登録カード交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 氏 名

幕別町パートナーシップ実施要綱第6条第2項に基づき、次のとおりパートナーシップ登録カードの交付を申請します。

記

登録番号	第 号	
登 録 者	(甲)	(乙)
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる場合のみ記載)		

備考 申請にあたっては、パートナーシップ登録通知書を提示すること。

（表面）

		登録番号 第 号
パートナーシップ登録カード		
氏 名		氏 名
生年月日		生年月日
上記両名は、幕別町パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。		
年 月 日		
幕別町長		

（裏面）

このカードを提示された皆様へ		
このカードは、互いを人生のパートナーとすることを幕別町に登録した方々に交付しているものです。 皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようにご注意ください。		
<u>戸籍上の氏名</u>		
氏 名		氏 名
<u>子の氏名</u>		
氏 名	氏 名	氏 名
生年月日	生年月日	生年月日

備考 用紙は、特別の紙質、模様等を用いることができる。

パートナーシップ登録通知書等再交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

幕別町パートナーシップ実施要綱第6条第3項に基づき、次のとおり登録通知書等の再交付を申請します。

記

登録番号	第 号
再交付を希望する登録通知書等	☐ パートナーシップ仮登録通知書 ☐ パートナーシップ登録通知書 ☐ パートナーシップ登録カード
再交付を希望する理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ その他

（表面）

子に関する届出書

幕別町長 様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出日	年 月 日	
子の氏名 (15歳以上は 自署)	ふりがな	
	氏 名	
	戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる 場合のみ記載)	
	生年月日	年 月 日
子の氏名 (15歳以上は 自署)	ふりがな	
	氏 名	
	戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる 場合のみ記載)	
	生年月日	年 月 日
申請者（甲） ☐ 同時提出した 申請書と同じ	氏 名	
	電話番号	
申請者（乙） ☐ 同時提出し た申請書と同じ	氏 名	
	電話番号	

(裏面)

【以下は記入しないでください。】

添付書類	☐ 申請者と子の関係についての確認書類 ☐ 子の生年月日についての確認書類 ☐ 生計を一にしていることについての確認書類 ☐ 通称の確認書類
------	---

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

子の記載に関する申立書

幕別町長 様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第7条第4項の規定により、登録通知書等から私の氏名の記載を削除するよう申し立てます。

申立日	年 月 日	
申立人 (自署)	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日
登録者	氏 名	
	氏 名	

【以下は記入しないでください。】

本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）
--------	---

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

（表面）

パートナーシップ変更等届出書

幕別町長

様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更等があったことを届け出ます。

届出日	年 月 日		
届出者		(甲)	(乙)
	氏 名		
	電話番号		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
登録番号	第 号		
届出理由	☐ 登録者又は登録通知書等に記載した子の戸籍上の氏名又は通称の変更		
	区分	変更前	変更後
	※「区分」欄には、「氏名」「通称」のいずれかを記載してください。		
	☐ 幕別町への転入届の提出		
	転入届を提出した者	転入後の住所	
☐ 子が成人した、又は登録者と生計を一になくなった。 ☐ 死亡 ☐ 町民でなくなった。 ☐ 婚姻又は事実婚 ☐ 相手方以外の者とのパートナーシップ ☐ その他登録の抹消の希望			

(裏面)

【以下は記入しないでください。】

添付書類	☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 住民票の写し ☐ 交付済みの登録通知書等 ☐ その他
本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

【特記事項】

子の氏名に関する裏面記載 ☐ 記載済み

死亡時の裏面記載 ☐ 記載済み

様式第11号（第11条関係）

パートナーシップ登録簿記載内容証明書交付申請

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

幕別町パートナーシップ実施要綱第11条第1項に基づき、次のとおりパートナーシップ登録簿記載内容証明書の交付を申請します。

記

交付請求部数 _____ 通

備考 申請にあたっては、本人であることを確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）など）を提示すること。

パートナーシップ登録簿記載内容証明書

下記のとおり、幕別町パートナーシップ制度実施要綱に基づき、パートナーシップ登録簿に登録されていることを証明します。

年 月 日

幕別町長

記

登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	
登 録 者	(甲)	(乙)
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる場合のみ記載)		
現 住 所		

（表面）

パートナーシップ制度に関する相互利用申出書

幕別町長 様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第13条第1項の規定により、パートナーシップ制度に関する相互利用を申し出ます。

また、裏面の記載事項について相違ないことを誓約します。

申出日	年 月 日	
項 目	申出者（甲）	申出者（乙）
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 （上記の氏名と異なる 場合のみ記載）		
現住所		
電話番号		

備考 裏面の誓約事項の記載に虚偽がある場合、登録を抹消されることがあります。

(裏面)

次の事項をよく読み、「レ」を記入してください。

項 目	申出者（甲）	申出者（乙）
誓約事項	☐ 相手方を含め事実婚の関係にある者はいません。 ☐ 相手方以外の者とパートナーシップ関係にありません。 ☐ 申請者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。）ではありません。	☐ 相手方を含め事実婚の関係にある者はいません。 ☐ 相手方以外の者とパートナーシップ関係にありません。 ☐ 申請者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。）ではありません。
同意事項	☐ 幕別町から転出元自治体に通知することに同意します。 ☐ 登録の事実及び内容について、幕別町の関係部署に情報提供することに同意します。 ☐ 要件の確認のため、幕別町が申出者の戸籍及び住民基本台帳の記録に関する情報を取得することに同意します。	☐ 幕別町から転出元自治体に通知することに同意します。 ☐ 登録の事実及び内容について、幕別町の関係部署に情報提供することに同意します。 ☐ 要件の確認のため、幕別町が申出者の戸籍及び住民基本台帳の記録に関する情報を取得することに同意します。
確認事項	☐ （ 年 月）ごろ、幕別町民になる予定です。	☐ （ 年 月）ごろ、幕別町民になる予定です。

【以下は記入しないでください。】

	申出者（甲）	申出者（乙）
添付書類	☐ 交付済み受領証等 ☐ 住民票の写し ☐ 町内への転入の事実を確認することができる書類 （ ） ☐ 通称の確認書類	☐ 交付済み受領証等 ☐ 住民票の写し ☐ 町内への転入の事実を確認することができる書類 （ ） ☐ 通称の確認書類
本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。